

群馬県指定定期検査機関募集要項

1 公募の趣旨

群馬県では、特定計量器の定期検査について、指定定期検査機関制度を導入し、指定定期検査機関により定期検査業務を実施してきました。

今般、令和6年度からの指定を行うにあたり、公平で透明性のある行政手続きを行うため、指定定期検査を行う者を公募し、適正で効率的な定期検査の実施を図ります。

2 募集の概要

(1) 募集内容

群馬県内全域（特定市を除く）を対象とした、計量法第19条第1項に基づく定期検査のうち、計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査を行う指定定期検査機関の募集

(2) 指定をする者

群馬県知事

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

(4) 応募資格

ア 県内に本社または事業所のある法人であり、計量法第28条（指定の基準）の規定に適合すること。

イ 計量法第27条（欠格条項）の規定に該当しない者

ウ 申請書記載の役員が、群馬県暴力団排除条例第2条3号に規定する暴力団員等でないこと

(5) 業務内容

別紙「特定計量器定期検査業務の内容」を御参照ください。

(6) 申請書類等の入手方法

群馬県計量検定所窓口で、令和6年1月23日から令和6年2月13日まで配布するほか、群馬県のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.gunma.jp/page/620583.html>)

3 指定申請の手続き

(1) 申請書類

ア 指定申請書 正本1通、副本2通（写し）

（群馬県指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱 様式第1）

イ 添付書類

次のとおり。なお、用紙の大きさは原則として、日本産業規格A4とします。

(ア) 計量法第20条第1項の指定の申請書類（別紙「指定申請書添付書類一覧」のとおり）

(イ) 群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る申請書類

（群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る申請書類様式集に定める書類）

(2) 群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る申請書類の作成にあたっての注意事項

ア 申請書類は、提案内容の考え方等をわかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するための図や書類等の添付は可能ですが、必ず添付元の申請書類の様式番号を書類の右上に記入してください。

ウ 多色刷り可としますが、審査の際の書類は、モノクロコピーをしますので見易さに配慮をお願いします。

(3) 申請受付

ア 申請受付日時

令和6年1月23日から令和6年2月13日までの平日午前9時から午後5時まで

イ 申請受付方法

群馬県計量検定所まで御持参ください。申請書類等の内容を確認のうえ受領します。持参以外の方法では、受け付けません。

(4) その他留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本募集要項の記載内容の承諾をしたものとみなします。

イ 提出された申請書類は、理由を問わず返却しません。

4 審査に関する事項

(1) 審査の方法

審査は以下のア、イにより行い調査及び審査の基準は、別添「指定調査基準」、「群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る審査基準」のとおりです。

ア 指定調査

(ア) 申請書類等の調査

計量法第20条第1項の指定の申請書類が、計量法第28条第1項各号（指定の基準）に適合しているかどうかを中心に調査を行います。

(イ) 現地調査

必要に応じて現地調査を行います。なお、現地調査は申請者の立会を求めて行います。

イ 群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る審査基準に基づく審査

(ア) 群馬県計量検定所が「指定調査結果」及び「群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る審査基準」に基づいて審査を行います。

(イ) 審査の結果が一つでも最低基準点（50点）に満たなかった場合は、指定を受けることができません。

(ウ) 複数の指定申請を受け付けた場合は、審査点数の合計が最も高い者を指定定期検査機関として選定します。（なお、審査点数の合計の最も高い者が複数いた場合、その者のうちから「評価の観点：1 定期検査を履行する上で優れた技術・能力の観点からの評価」で審査点数の合計が最も高い者を指定定期検査機関として選定します。）

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、指定申請者に対して郵送等により速やかに通知するとともに、群馬県のホームページで公表します。

5 問い合わせ先

群馬県計量検定所

〒379-2152 前橋市下大島町 81-13

電話：027-263-2436

ファクス：027-263-3142

E-mail：keiryoun@pref.gunma.lg.jp

(別紙)

指定申請書添付書類一覧

添付書類		留意事項
①	定款及び登記事項証明書 会社経歴書又は会社概要書及び事業所一 覧表	・登記事項証明書は3か月以内に発行された もの
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度 の最終日における財産目録及び貸借対照表	
③	申請の日を含む事業年度及びその翌事業年 度における事業計画書及び収支予算書	・定期検査の業務に係る事項と他の業務に 係る事項とを区分したもの
④	次に掲げる事項を記載した書面	
	イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、省令 第2条の2に規定する構成員のうち主た る者の氏名(構成員が法人である場合は、 その法人の名称)及び構成員の構成割合	・代表者の氏名及び履歴 ・役員の総括表として、役職名、氏名、略歴、 常勤・非常勤の別、住所、法人名、役職及 び役員就任年月日を記入した一覧表を提 出する。 ・構成員の主たる者の氏名は、10名とする。 なお、構成員の種別がある場合は、種別ご とに10名を記載し、10名に達しない場合 は、全構成員とする。 ・構成員の構成割合、組織図を添付する。 ・構成員が、群馬県暴力団排除条例第2条第 3号に規定する暴力団員等でないこと。
	ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種 類	・計量法施行令(平成5年政令第329号)第 10条に規定する非自動はかり、分銅及び おもり(計量法第19条第1項第1号～第 3号を除く。)
	ハ 定期検査の業務を行う地域	・特定市の地域を除く群馬県全域
	ニ 1年間に定期検査を行うことができる 特定計量器の数	・1年間に定期検査を行うことができる最大 個数。
	ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置 (「検査設備等」という。)の数、性能、 所在の場所、所有又は借入れの別(検査 設備等については、県の所有するものを 貸借契約を締結することにより貸し出す ことができる。)	・検査設備等の数、性能、保管場所を明示す る。 ・検査設備等を借り入れる場合にあっては、 貸借契約書(案)の写しを添付する。ただし、 県から借り入れる場合は、この限りでな い。

	へ 定期検査を実施する者の資格及び数	・計量士登録証の写し、計量教習修了者にあつては、修了書の写しを添付する。
	ト 定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要	・業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載する。会計処理が定期検査会計と明確に区分ができるように記入する。
	チ 手数料の額	・群馬県計量検定所手数料条例第2条第4項別表第2に定める額を記載する。
⑤	申請者が法第27条(欠格条項)各号に該当しないことを説明した書面	・役員が欠格条項に該当しない旨を証した書類(誓約書等)
⑥	申請者が省令第2条の3(指定の基準)の各号の規定に適合することを説明した書類	・役員が指定の基準の各号の規定に適合することを証した書類(誓約書等)
⑦	納税証明書(県税、法人税(法人の場合))	
⑧	その他	・「群馬県指定定期検査機関募集要項」に定める「群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る申請書類」

※用紙の大きさは原則として、日本産業規格A4とします。

○根拠法令等を示す略例の凡例

法・・・計量法(平成4年法律第51号)

省令・・・指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号)